

園芸療法実習（通学制）

【園芸療法実習Ⅰ】（80時間）

目的：高齢者、知的障がい者、精神障がい者などを対象として、対象者が利用する施設や対象者を理解し、対象者にあった園芸の計画と支援のしかたを身につける。

内容：入学後、教員と相談して、下記（AからD）のなかから全8回行えるよう実施計画書を出し、教員の確認・指導の後に各自が行います。

なお、実習は、Aから4回、Bから1回、Cから1回、Dから2回とし、合計8回行います。AやBについて、指定回数以上行うことも可能ですが、カウントできるのは4回です。

A（4回）

- ・「施設における園芸に関するレクリエーション活動」
- ・「高齢者や障がい者等を対象とした施設におけるボランティア活動」
（施設の利用者と直接関わり、疾患や障がいなどの理解につながる活動であれば、施設や活動内容は問わない）
なお、活動可能な施設については、受講生の参加可能な日と施設のボランティアの受け入れ可能な日について調整が必要であり、紹介施設が受講生の利便に沿わないことも考えられるので施設とのボランティア参加の交渉は原則として受講生自身が直接行う。
- ・「園芸療法士が行う園芸療法活動へのボランティアとしての参加」
（参加可能な施設や日程等については、入学後に随時メールにて連絡する）

B（1回）

- ・「園芸療法実施施設見学」
学校が指定する施設における園芸療法の見学、受講生が就労している施設やボランティアで通う施設以外の施設における園芸療法の見学
- ・「全寮制園芸療法実習Ⅰ見学」
（学校が指定する日時に行われる園芸療法実習の見学）

C（1回）

- ・「淡路景観園芸学校園芸療法ガーデン調査見学」
- ・「公園、植物園等調査見学」
（バリアフリー、ハーブ、有用植物、有毒植物、癒しの環境など、園芸療法に関する学習が可能な場所を受講生が選ぶ。）
推奨：須磨離宮公園（植物園>花の庭園）、布引ハーブ園、有馬富士公園

D (2回)

・「園芸療法対象者の初期評価と園芸活動計画」

(初期評価などについては、科目「園芸療法のための医療・医学」(10月)で学ぶ。Dは、「園芸療法のための医療・医学」学習後、施設の許可を得てから実施する。)

A から D に記載していること以外で、園芸療法実習 I の目的を達成することが可能と思われる活動の可否については、その都度検討します。

【園芸療法実習Ⅱ】(120時間)

目的：・対象者の初期評価、目標設定、園芸療法計画作成ができる。
・行ったことを報告書にまとめ、発表することができる。

内容：就労先、園芸療法実習 I でボランティアを実施した施設、新たな施設で行う場合事前に実施予定施設から内諾を得た後、教員と相談して計画を作成し(12月～3月)、実施します(翌年度4月～5月)。4回の園芸療法活動のほか、事前準備、園芸療法活動の準備・管理、報告会などを含めて120時間の実習を行います。
(通勤費用は個人負担)

【園芸療法実習Ⅲ】(300時間)

目的：・対象者について、園芸療法の手順に沿った支援ができる。
・初期評価、目標設定、園芸療法計画・実施、再評価ができる。
・行ったことを報告書にまとめ、発表することができる。

内容：就労先もしくは園芸療法実習 I でボランティアを実施した施設、新たな施設で行う場合事前に実施予定施設から内諾を得た後、教員と相談して計画を作成し(12月～3月)、実施します(翌年度7月以降)。14回の園芸療法活動のほか、事前準備、園芸療法活動の準備・管理、報告会などを含めて300時間の実習を行います。

*原則として、実習Ⅱ・Ⅲは同一施設で行います。